

新しい社会資本整備重点計画における国と地方の役割の考え方について（案）

前回の計画部会で委員から指摘のあった「国と地方の役割」に関し、新しい社会資本整備重点計画における考え方について、以下のとおり整理。

○重点目標と事業の概要

【策定する指標の性格について】

国としての目標を掲げる観点から、必要なものについては、地方事業に関するものも含め指標を定義することを目指す。

（補足）

- ・ 現行の重点計画でも、国の責務を十分に果たすべく、国としての目標を設定。（なお、地方公共団体等に対して拘束的に作用するものではない。）

○実効性確保のための方策

【計画部会によるフォローアップについて】

実効性確保策の一つとして、重点計画の目標等の達成状況の把握等を行うことにより、計画の改善検討を図る（フォローアップ）ことを検討。

（補足）

- ・ 国は、重点計画に定めた目標の達成のため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- ・ 補助事業から社会資本整備総合交付金等への移行等の中で、事業実施に関する地方公共団体の自由度が高まっているところ。
- ・ 国としては、計画の目標の達成のため、事業・施策の実施状況や（国と地方の）社会資本整備の実態を把握する役割を担っているものと認識。
- ・ そこで、重点計画の事業・施策の実施状況を把握し、政策上のボトルネックを確認し、重点計画の改善検討等を図るため、フォローアップを計画部会で行うこととする。（なお、個々の事業箇所の進捗状況のチェックを目的としない。）
- ・ なお、一昨年12月の「骨子」で、実効性確保策の一つとして提案のあった「「地域計画」の検討」に関する事項については、引き続き、検討事項とする。

【地方ブロックの社会資本の重点方針について】

（参考 p 3）

現行「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」（以下「地方重点方針」という。）と同様に、国が、地方重点方針を作成することとする。

（補足）

- ・ 現行「地方重点方針」は、重点計画の方向性等に基づき作成する旨が記載されており、この記載に基づき作成されている。
- ・ 新たな「地方重点方針」も現行と同様に、国が地方公共団体や地方経済界、有識者等と十分に意見交換し、共通認識を踏まえ、社会資本整備の重点事項等を取りまとめる。

【社会資本整備重点計画法】 (抄)

第三条 (基本理念)

- 2 重点計画は、社会資本整備事業の実施に関し、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。

第四条 (重点計画)

- 3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標
 - 二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

第八条 (重点計画の実施)

政府は、この法律及び他の法律で定めるもののほか、重点計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」の作成の方向性（案）

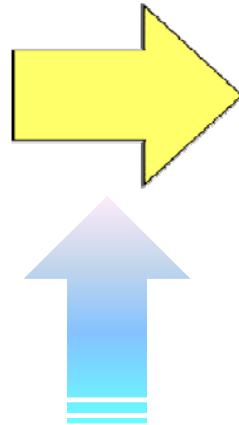
新たな「社会資本整備重点計画」やブロックをとりまく社会経済状況の変化等を踏まえ、「地方ブロックの社会資本の重点整備方針」（以下「地方重点方針」という。）を検討。

現行「地方重点方針」

全国10ブロックで策定（H20～H24）

1. ブロックの現状と課題
 - ・ブロックの特徴
 - ・近年の状況変化
 - ・これまでの取り組み
 - ・今後の課題
2. ブロックの目指すべき将来の姿
 - ・概ね10年後のブロックの将来像
3. ブロックにおける社会資本の重点事項
 - ・重点目標
 - ・指標
 - ・主要事業

- ・ブロックの社会資本整備関係者間の意見交換
- ・パブリックコメントの実施 等



新たな「地方重点方針」（案）

1. ブロックの現状と課題
 - ・ブロックの特徴
 - ・近年の状況変化
 - ・これまでの取り組み
 - ・今後の課題
 2. ブロックの目指すべき将来の姿
 - ・ブロックの将来像
 3. ブロックにおける社会資本の重点事項
 - ・重点目標（選択と集中）
 - ・指標
 - ・主要事業
- 等

○新たな「社会資本整備重点計画」の全体像

- ・社会資本整備のあるべき姿
- ・計画期間における重点目標（「選択と集中」の基準）
- ・社会資本整備の進め方の改革

○ブロックをとりまく社会経済状況の変化（プロジェクトの進展、技術革新、自然災害等）等